

久木野教授は県立大学が行った懲戒処分は違法・無効であるとの確認を求めて長崎地方裁判所に提訴しましたが、同時に、県立大学から受けた停職処分の無効確認の判決確定までの間、停職中の給与を仮に支払えと大学法人に命じることを長崎地方裁判所に求める仮処分の申し立てを行いました。

●この裁判の事件名：

長崎地方裁判所 平成21年(㊄) 第49号 賃金仮払仮処分命令申立事件

●債権者：

久木野教授

●債務者：

長崎県公立大学法人、 同 代表者理事長 太田博道

なお、「大学の違法処分を禁止する仮処分命令」申立は取り下げとなりました。